

第三管区海上保安本部職員の採用について

第三管区海上保安本部では、多様な人材を確保することにより、更なる体制の充実を図るべく、社会人経験の豊富な職員の採用を目的とした選考採用試験を実施します。採用を希望される方は下記事項を確認の上、必要な手続きをお取りください。

1. 勤務先

第三管区海上保安本部又は海上保安庁の所管する部署等

2. 職務内容等

海上保安庁の所掌に係る事務の実施等の業務に従事する。

3. 応募資格

学校教育法（昭和 22 年法律大 26 号。以下同じ。）による大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、一定の職務経験（大学を卒業した者は 7 年以上、短期大学及び高等専門学校を卒業した者は 10 年以上、高等学校を卒業した者は 12 年以上）を有する者

当該資格を満たしているかどうかを確認するため、最終合格者の方には勤務証明等をご提出いただきます。勤務証明書等が提出できない期間は、経験年数に通算されませんのでご注意ください。また、勤務証明書等を提出できない場合又は虚偽の記載がなされている勤務証明書等があった場合には、採用予定が取り消される場合があります。

次のいずれかに該当する者は応募できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 成年被後見人又は、被補佐人（準禁治産者含む）
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 採用日に 60 歳に達している者

4. 給与等

給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）に基づき支給されます。給与額は、学歴、経験年数等を勘案して算定します。

手当としては、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当（ボーナス）、単身赴任手当等があります。

5. 勤務時間・休暇

勤務時間は、1 日につき 7 時間 45 分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年 20 日の年次休暇（4 月 1 日採用の場合、採用の年は 15 日。残日数は 20 日を限度として翌年に繰越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引等）、介護休暇等があります。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休暇制度等があります。

6. 採用予定人数

若干名

7. 採用予定時期

平成 31 年 4 月 1 日

8. 選考日程

受付期間	平成 30 年 12 月 28 日 (金) ~ 平成 31 年 1 月 31 日 (木) 消印有効
第 1 次選考	平成 31 年 2 月 8 日 (金) 書類選考の結果は、合格者のみ通知します。
第 2 次選考	平成 31 年 2 月 12 日 (火) ~ 平成 31 年 2 月 22 日 (金) で指定する日
最終合格発表	平成 31 年 3 月 1 日 (金)

9. 選考方法

選考内容

選考	内容
第 1 次	・書類選考 (履歴書及び職務経歴書をもとに書類選考を実施)
第 2 次	・作文試験 (課題式の作文試験を行います) ・面接試験 (人柄、対人能力等についての試験を行います)

試験地

第 2 次選考は第三管区海上保安本部 (住所：横浜市中区北仲通 5-57) で実施します。

10. 応募方法

応募に必用な下記の書類を提出してください。

- ・履歴書
- ・職務経歴書

11. 書類提出先 / 照会先

住所：〒231-8818 横浜市中区北仲通 5-57

担当：第三管区海上保安本部総務部人事課第一人事係

電話：045-211-0781

(提出書類は封筒に「第三管区海上保安本部職員採用提出書類」と朱書き、書留で送付願います。)

12. 備考

審査の内容及び審査の結果に関する問い合わせは、一切応じかねますので、ご了承ください。

応募の秘密については厳守します。また、提出書類については、選考の目的に限り使用し、選考終了後は、採用者の情報を除き、全ての個人情報 は当方で責任を持って処分します。